官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○天皇皇后両陛下は広島県へ行幸啓になる件（宮内庁六）　一
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務八九）
○ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一八九）
○スリランカ民主社会主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一九〇）
○バングラデシュ人民共和国におけるサイクロン及び洪水で被災したコミュニティのためのインフラ復旧計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同一九一）
○バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県及びバシャンチャール島におけるミャンマーからの避難民のための人道支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同一九二）　二
○ハイチ共和国における地産地消型学校給食配布計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同一九三）
○保安林の指定を解除する件（農林水産七三六～七五一）　三
○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（同七五二～七六一）
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同七六二）　五
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（国土交通三八九）　七
〔国会事項〕
内閣　法務省　八
〔人事異動〕
内閣　法務省　八
〔叙位・叙勲〕　九
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
産業　九
日本産業規格（経済産業省）　九
〔公告〕
諸事項　一〇
官庁
建設業の許可の取消処分関係　二六
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

その他告示

○宮内庁告示第六号

天皇皇后両陛下は、地方事情を御視察のため、六月十九日から同月二十日まで広島県へ行幸啓になる。

令和七年五月二十日　宮内庁長官　西村　泰彦

○法務省告示第八十九号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年五月二十日　法務大臣　鈴木　馨祐

東京法務局所属　保坂　直樹

○外務省告示第百八十九号

令和七年三月六日にビエンチャンで、ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　十七億七百万円

3　署名者

日本側　小泉勉在ラオス大使

ラオス側　ポンサワン・シースラート外務副大臣

令和七年五月二十日　外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百九十号

令和七年三月二十日にコロンボで、スリランカ民主社会主義共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億円

3　署名者

日本側　磯俣秋男在スリランカ大使

スリランカ側　カナカラトゥナ・ムディヤンセラゲ・マヒンダ・シリワルダナ財務・計画・経済開発省次官

令和七年五月二十日　外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百九十一号

令和七年二月二十七日にダッカで、バングラデシュ人民共和国におけるサイクロン及び洪水で被災したコミュニティのためのインフラ復旧計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　サイクロン及び洪水で被災したコミュニティのためのインフラ復旧計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　齋田伸一在バングラデシュ大使

世界食糧計画側　ドメニコ・スカルペッリ在バングラデシュ事務所代表

令和七年五月二十日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百九十二号

令和七年三月四日にダッカで、バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県及びバシャンチャール島におけるミャンマーからの避難民のための人道支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　コックスバザール県及びバシャンチャール島におけるミャンマーからの避難民のための人道支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　齋田伸一在バングラデシュ大使

国際連合児童基金側　ラナ・フラワーズ在バングラデシュ事務所代表

令和七年五月二十日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百九十三号

令和七年三月七日にローマで、ハイチ共和国における地産地消型学校給食配布計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　地産地消型学校給食配布計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億八千三百万円

3　署名者

日　本　側　大塚建吾在ローマ国際機関日本政府代表部臨時代理大使

世界食糧計画側　ラニア・ダガシュ＝カマラパートナーシップ及びイノベーション担当事務局次長

令和七年五月二十日

外務大臣　岩屋　毅

○農林水産省告示第七百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県八幡平市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び八幡平市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県八幡平市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び八幡平市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡椎葉村大字大河内字大桑木五七〇の四二・五七〇の四三（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県白石市小原字深萱一三の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県伊具郡丸森町字飯塚一〇三の一（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県上野原市秋山字柳所一〇一七八の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡南部町福士字篠二六八四一・二六八四一の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　送電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市西江原町字鳥遷谷四八三一の二二・四八三一の二三・四八三一の二八から四八三一の三〇まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、四八三一の一九から四八三一の二一まで、四八三一の二四、四八三一の二六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第七百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市西江原町字鳥遷谷四八三一の二二・四八三一の二三・四八三一の二八から四八三一の三〇まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、四八三一の一九から四八三一の二一まで、四八三一の二四、四八三一の二六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県下水内郡栄村大字堺字屋敷一七八一五の二〇（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県下水内郡栄村大字堺字屋敷一七八一五の四（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県下水内郡栄村大字堺字屋敷一七八一五の四（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県下高井郡山ノ内町大字平穏字坊平七一四八の三・字池ノ平七一四八の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　茨城県北茨城市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁及び北茨城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町長谷宮字柳生谷一〇六〇の五一（国有林）、一〇六〇の七八
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第七百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町谷字中尾二一四の五、二一四の七から二一四の九まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第七百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県飯塚市高倉字大山三の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県三木市平田字草荷野七一五の二、七一六の二、七一九の二、七二〇の二、加佐字札場谷一〇三一の三、字本谷一〇四六の五、一〇四七の四、一〇四八の四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百五十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和六年九月六日に消滅したものとみなされる。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

1　登録番号　第30419号
2　登録年月日　令和６年９月６日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　KS13307-03
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
カネコ種苗株式会社
群馬県前橋市古市町一丁目50番12号

1　登録番号　第30421号
2　登録年月日　令和６年９月６日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　HYB20D02
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Hybrida S.R.L.
Strada Villetta 19, 18038 Sanremo, Italy

1　登録番号　第30427号
2　登録年月日　令和６年９月６日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　Bresf20348
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Breier Haim Ilan
Bnei Zion 6091000, Israel

1　登録番号　第30432号
2　登録年月日　令和６年９月６日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　Bresg20823
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Breier Haim Ilan
Bnei Zion 6091000, Israel

1　登録番号　第30438号
2　登録年月日　令和６年９月６日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　KS15189-02
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
カネコ種苗株式会社
群馬県前橋市古市町一丁目50番12号

1　登録番号　第30439号
2　登録年月日　令和６年９月６日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　KS14084-02
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
カネコ種苗株式会社
群馬県前橋市古市町一丁目50番12号

○農林水産省告示第七百五十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和六年十月八日に消滅したものとみなされる。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

1　登録番号　第30462号
2　登録年月日　令和６年10月８日
3　農林水産植物の種類
Allium cepa L.
4　登録品種の名称　加津佐13号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
赤尾好彦
愛知県一宮市萩原町富田方字山中９－１

○農林水産省告示第七百五十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和六年十一月八日に消滅したものとみなされる。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　　拓

1　登録番号　第30508号
2　登録年月日　令和６年11月８日
3　農林水産植物の種類
Rhododendron L.
4　登録品種の名称　ピンクサファイア
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社赤塚植物園
三重県津市高野尾町1868－３

○農林水産省告示第七百五十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和六年十一月二十五日に消滅したものとみなされる。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　　拓

1　登録番号　第30577号
2　登録年月日　令和６年11月25日
3　農林水産植物の種類
Lactuca sativa L.
4　登録品種の名称　Crispinet
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Enza Zaden Beheer B.V.
Haling 1e, 1602DB, Enkhuizen, The Netherlands

○農林水産省告示第七百五十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和六年十一月二十七日に消滅したものとみなされる。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　　拓

1　登録番号　第30620号
2　登録年月日　令和６年11月27日
3　農林水産植物の種類
Lactuca sativa L.
4　登録品種の名称　LL-1014
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
渡辺農事株式会社
千葉県野田市柳沢13番地

1　登録番号　第30625号
2　登録年月日　令和６年11月27日
3　農林水産植物の種類
Lactuca sativa L.
4　登録品種の名称　TLE524
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

○農林水産省告示第七百五十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和六年十二月十一日に消滅したものとみなされる。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　　拓

1　登録番号　第30643号
2　登録年月日　令和６年12月11日
3　農林水産植物の種類
Lavandula L.
4　登録品種の名称　kerbeepower
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Priscilla Grace Kerley
Bethany, 49 Station Road Over, Cambridge, United Kingdom
David William Kerley
Bethany, 49 Station Road Over, Cambridge, United Kingdom
Timothy Edward Kerley
Keeper's Lodge, Haden Way, Willingham, Cambridge, United Kingdom
Sarah Elisabeth Kerley
Keeper's Lodge, Haden Way, Willingham, Cambridge, United Kingdom

1　登録番号　第30664号
2　登録年月日　令和６年12月11日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　SCH06685
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Piet Schreurs Holding B.V.
Hoofdweg 81, 1424PD De Kwakel, The Netherlands

1　登録番号　第30666号
2　登録年月日　令和６年12月11日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　SCH21001M
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Piet Schreurs Holding B.V.
Hoofdweg 81, 1424PD De Kwakel, The Netherlands

○農林水産省告示第七百五十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和七年一月二十日に消滅したものとみなされる。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　　拓

1　登録番号　第30707号
2　登録年月日　令和７年１月20日
3　農林水産植物の種類
Pelargonium zonale Group
4　登録品種の名称　PACNEONIMP
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Elsner pac Jungpflanzen GbR
Am Fiebig 14, 01561 Thiendorf, Germany

1　登録番号　第30717号
2　登録年月日　令和７年１月20日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　KEIPEGOLDNOS
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地

1　登録番号　第30722号
2　登録年月日　令和７年１月20日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Kersudan
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
KERLEY & CO LIMITED
Haden Way, Willingham, Cambridge, Cambridgeshire, CB24 5HB, United Kingdom

○農林水産省告示第七百五十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和七年一月二十八日に消滅したものとみなされる。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　　拓

1　登録番号　第30757号
2　登録年月日　令和７年１月28日
3　農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　ふわわ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
久留米花卉園芸農業協同組合
福岡県久留米市山本町豊田1485－１

1　登録番号　第30758号
2　登録年月日　令和７年１月28日
3　農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　ほろり
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
久留米花卉園芸農業協同組合
福岡県久留米市山本町豊田1485－１

○農林水産省告示第七百六十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第二号の規定により、令和七年二月十八日に消滅したものとみなされる。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

1　登録番号　第30781号
2　登録年月日　令和７年２月18日
3　農林水産植物の種類
Solanum lycopersicum L.
4　登録品種の名称　KGM174
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
カゴメ株式会社
愛知県名古屋市中区錦三丁目14番15号

1　登録番号　第30782号
2　登録年月日　令和７年２月18日
3　農林水産植物の種類
Solanum lycopersicum L.
4　登録品種の名称　KGM193
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
カゴメ株式会社
愛知県名古屋市中区錦三丁目14番15号

○農林水産省告示第七百六十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第二号の規定により、令和七年三月三日に消滅したものとみなされる。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

1　登録番号　第30825号
2　登録年月日　令和７年３月３日
3　農林水産植物の種類
Echinacea Moench
4　登録品種の名称　Balsomanita
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Ball Horticultural Company
622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, USA

○農林水産省告示第七百六十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第二千百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一　さんま 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 95,623トン 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県／都道府県別漁獲可能量 北海道／3,900 （略）／（略） 三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 大臣管理区分／大臣管理漁獲可能量 さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）／77,940 さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）／8,160 （略）／（略） 第二～第九　（略）	第一　さんま 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 110,911トン 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県／都道府県別漁獲可能量 北海道／4,500 （略）／（略） 三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 大臣管理区分／大臣管理漁獲可能量 さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）／90,340 さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）／9,460 （略）／（略） 第二～第九　（略）

○国土交通省告示第三百八十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年五月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1708	時刻歴応答解析を用いて検証する「セキスイハウスＢ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	１－１　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井　嘉浩	大阪市北区大淀中一丁目１番88号	令和７年５月１日
1709	時刻歴応答解析を用いて検証する「セキスイハウスＢ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	１－２　耐震等級（構造躯体の損傷防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井　嘉浩	大阪市北区大淀中一丁目１番88号	令和７年５月１日
1710	時刻歴応答解析を用いて検証する「セキスイハウスＢ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	１－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井　嘉浩	大阪市北区大淀中一丁目１番88号	令和７年５月１日
1711	時刻歴応答解析を用いて検証する「セキスイハウスＢ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	１－１　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井　嘉浩	大阪市北区大淀中一丁目１番88号	令和７年５月１日
1712	時刻歴応答解析を用いて検証する「セキスイハウスＢ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	１－２　耐震等級（構造躯体の損傷防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井　嘉浩	大阪市北区大淀中一丁目１番88号	令和７年５月１日
1713	時刻歴応答解析を用いて検証する「セキスイハウスＢ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	１－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井　嘉浩	大阪市北区大淀中一丁目１番88号	令和７年５月１日
1714	時刻歴応答解析を用いて検証する「セキスイハウスＢ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	１－１　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井　嘉浩	大阪市北区大淀中一丁目１番88号	令和７年５月１日
1715	時刻歴応答解析を用いて検証する「セキスイハウスＢ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	１－２　耐震等級（構造躯体の損傷防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井　嘉浩	大阪市北区大淀中一丁目１番88号	令和７年５月１日
1716	時刻歴応答解析を用いて検証する「セキスイハウスＢ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	１－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井　嘉浩	大阪市北区大淀中一丁目１番88号	令和７年５月１日
1717	時刻歴応答解析を用いて検証する「セキスイハウスＢ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	１－５　耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井　嘉浩	大阪市北区大淀中一丁目１番88号	令和７年５月１日
1718	時刻歴応答解析を用いて検証する「セキスイハウスＢ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	１－１　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井　嘉浩	大阪市北区大淀中一丁目１番88号	令和７年５月１日
1719	時刻歴応答解析を用いて検証する「セキスイハウスＢ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	１－２　耐震等級（構造躯体の損傷防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井　嘉浩	大阪市北区大淀中一丁目１番88号	令和７年５月１日
1720	時刻歴応答解析を用いて検証する「セキスイハウスＢ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	１－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井　嘉浩	大阪市北区大淀中一丁目１番88号	令和７年５月１日
1721	時刻歴応答解析を用いて検証する「セキスイハウスＢ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	１－１　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井　嘉浩	大阪市北区大淀中一丁目１番88号	令和７年５月１日
1722	時刻歴応答解析を用いて検証する「セキスイハウスＢ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	１－２　耐震等級（構造躯体の損傷防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井　嘉浩	大阪市北区大淀中一丁目１番88号	令和７年５月１日
1723	時刻歴応答解析を用いて検証する「セキスイハウスＢ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	１－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井　嘉浩	大阪市北区大淀中一丁目１番88号	令和７年５月１日
1724	時刻歴応答解析を用いて検証する「セキスイハウスＢ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	１－５　耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井　嘉浩	大阪市北区大淀中一丁目１番88号	令和７年５月１日
1725	時刻歴応答解析を用いて検証する「セキスイハウスＢ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	１－１　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井　嘉浩	大阪市北区大淀中一丁目１番88号	令和７年５月１日
1726	時刻歴応答解析を用いて検証する「セキスイハウスＢ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	１－２　耐震等級（構造躯体の損傷防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井　嘉浩	大阪市北区大淀中一丁目１番88号	令和７年５月１日
1727	時刻歴応答解析を用いて検証する「セキスイハウスＢ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	１－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井　嘉浩	大阪市北区大淀中一丁目１番88号	令和７年５月１日

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

五月十六日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律

特別会計に関する法律の一部を改正する法律

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

要求書受領

五月十六日、内閣から、人事官に川本裕子を任命したいので、国家公務員法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、原子力委員会委員に吉橋幸子（土井幸子）を任命したいので、原子力委員会設置法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、個人情報保護委員会委員長に手塚悟を任命したいので、個人情報の保護に関する法律第百三十四条第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、公認会計士・監査審査会委員に宮本佐知子（三木佐知子）を任命したいので、公認会計士法第三十七条の二第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、預金保険機構理事に田口紀子及び島村英を任命したいので、預金保険法第二十六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、公害等調整委員会委員に中村也寸志及び大瀧敦子を任命したいので、公害等調整委員会設置法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に榊原一夫、大草透、岡田美弥子、藤本雅彦及び田渕正朗を任命したいので、放送法第三十一条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、日本銀行政策委員会審議委員に増一行を任命したいので、日本銀行法第二十三条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、労働保険審査会委員に菅野淑子及び齋藤育子を任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、中央社会保険医療協議会公益委員に飯塚敏晃及び本田文子を任命したいので、社会保険医療協議会法第三条第六項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、社会保険審査会委員に浦野真美子を任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、原子力規制委員会委員に杉山智之及び神田玲子を任命したいので、原子力規制委員会設置法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

議案提出

五月十六日内閣から提出した議案は次のとおりである。

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案

議案通知書受領

五月十六日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

質問書提出

五月十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国民健康保険料に関する質問主意書（櫛渕万里提出）

答弁書受領

五月十六日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山井和則提出障害年金の新規裁定における非該当件数の増大等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員上村英明提出戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博提出ＮＨＫ福岡放送局が制作・放映した番組における陸上自衛隊幹部候補生学校の教官が候補生たちに述べた沖縄戦についての発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出すべての職業の尊厳に対する政府の認識に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出政務三役へのＡＩ関連企業からの政治献金に関する質問に対する答弁書

参議院

議案受領（予備審査）

五月十六日内閣から次の議案が送付された。

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案（閣法第五九号）

議案付託

五月十六日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案（閣法第二九号）　内閣委員会に付託

議決通知

五月十六日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

質問主意書提出

五月十六日議員から次の質問主意書が提出された。

伊豆・小笠原諸島の医療・介護や物価高騰対策に関する質問主意書（吉良よし子提出）（第一二〇号）

答弁書受領

五月十六日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員浜田聡提出延命治療の実態の把握状況等に関する質問に対する答弁書（第一一六号）

要求書受領

五月十六日内閣から、左記の者を人事官に任命したいので、国家公務員法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月二十二日任期満了による再任）　川本　裕子

また、同日内閣から、左記の者を原子力委員会委員に任命したいので、原子力委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月十五日任期満了の岡田往子の後任）　吉橋　幸子（土井　幸子）

また、同日内閣から、左記の者を個人情報保護委員会委員長に任命したいので、個人情報の保護に関する法律第百三十四条第三項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（三月二十一日辞職の藤原静雄の後任）
手塚　悟

また、同日内閣から、左記の者を公認会計士・監査審査会委員に任命したいので、公認会計士法第三十七条の二第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月七日任期満了の浅見裕子の後任）
宮本佐知子
（三木佐知子）

また、同日内閣から、左記の者を預金保険機構理事に任命したいので、預金保険法第二十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（九月七日任期満了の大塚英充の後任）
田口　紀子

（同日任期満了の森内彰の後任）
島村　英

また、同日内閣から、左記の者を公害等調整委員会委員に任命したいので、公害等調整委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月三十日任期満了の都築政則の後任）
中村也寸志

（同日任期満了の野中智子の後任）大瀧　敦子

また、同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したいので、放送法第三十一条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月十九日任期満了による再任）榊原　一夫

（同日任期満了による再任）大草　透

（同日任期満了の明石伸子の後任）岡田美弥子

（同日任期満了による再任）藤本　雅彦

（同日任期満了の村田晃嗣の後任）田渕　正朗

また、同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会審議委員に任命したいので、日本銀行法第二十三条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月三十日任期満了の中村豊明の後任）
増　一行

また、同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（八月十四日任期満了による再任）菅野　淑子

（六月三十日任期満了の室井純子の後任）
齋藤　育子

また、同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会公益委員に任命したいので、社会保険医療協議会法第三条第六項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月十四日任期満了による再任）飯塚　敏晃

（六月二十日任期満了による再任）本田　文子

また、同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月二十二日任期満了の遠藤真澄の後任）
浦野真美子

また、同日内閣から、左記の者を原子力規制委員会委員に任命したいので、原子力規制委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（九月十八日任期満了による再任）杉山　智之

（同日任期満了の伴信彦の後任）神田　玲子

法律公布奏上及び通知

五月十六日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律

特別会計に関する法律の一部を改正する法律

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

人事異動

内閣

衆議院議員　麻生　太郎

ローマ教皇　レオ十四世台下就任式典に参列する特派大使を命ずる

期間は令和七年六月一日までとする

厚生労働副大臣　仁木　博文

第七十八回世界保健総会日本政府代表を命ずる

期間は令和七年六月十日までとする（以上五月十六日）

法務省

伊藤　敬史　臼杵　知史　熊岡　路矢
桑江　勝巳　小林　明隆　篠原　梓
白鳥　玲子　廣部　和也　松永知恵子
村上　一也　森川　俊孝　安冨　潔
柳瀬　房子　山田　正記

難民審査参与員に任命する（各通）（五月十六日）

叙位・叙勲

○叙位

従五位に叙する（各通）
漆谷　豊和　向井　了暢　村田　紀一
青木　藏男　川上　昭一　弘金　恭明
藤原　泰宏　丸山　峻　村上　貢

正六位に叙する（各通）
亀岡　祐吉
（警視庁警部）
小林　英文　島田　知
高見　達男　野田三十一
茂木　務　渡辺　重信

従六位に叙する（各通）
満永　正　南山　博

正七位に叙する（各通）
木村　均　佐藤　建治
佐藤　重夫　高松　龍雄

従四位に叙する
海老　洋王　平良　健康
土屋　弘　長江　幸彦

従五位に叙する（各通）
寺嶋　剛　東原　道明
山田　元彦　横手　陽文

正六位に叙する（各通）
小澤　聡　片岡　一吉
菊池　輝義　齊藤　正司
寒川　博吉　鈴木　昭二
千葉　茂夫　西上　朋弘
三宅　千年

従六位に叙する（各通）
正田　宗治　渡邊　照夫

正七位に叙する（各通）（以上四月十一日）
（農林水産技官）
今野　聡

従四位に叙する
鴨頭　脩　篠崎　鐵男
田淵　渉　長信　正治

従五位に叙する（各通）
安野　悟郎
河原崎昇司
長島　延夫
（静岡県吉田町議会議員）

正六位に叙する（各通）
秋田　利光　安家一二三
石川　忠信　伊藤　和成
田中　敏幸　田端　繁雄
松岡　敏夫　村田　和夫

従六位に叙する（各通）
飯國　安許　末元　憲幸
中津　博行　水野谷剛夫

正七位に叙する（各通）（以上四月十二日）
関原　徹

正八位
武川　仁

従五位に叙する（各通）
伊藤　登　熊谷　哲雄　佐々木小次郎
田代　浩幸　遠山　晴輝

正六位に叙する（各通）
坂本　篤裕
千葉　紀雄
藤村　一男
川崎　實
佐藤　幸男
高橋　和三
三浦　勝治
渡邊　照夫
今野　聡
篠崎　鐵男
長信　正治
安野　悟郎
河原崎昇司
長島　延夫
五十嵐直義
久保　英昭
中道　勝義
末元　憲幸
水野谷剛夫
関原　徹
武川　仁
佐々木小次郎
遠山　晴輝

井深　孝敏　井本　修平　酒井　忠男
清水利喜雄　高橋　鐵夫　竹中　俊彦
角掛勘次三　前田　洋　吉澤　貞雄
（警視庁警部）　渡辺　能博
従六位に叙する（各通）
内山　尚三　時任　武彦
正七位に叙する（各通）（以上四月十三日）
岸本　周平
従四位に叙する
阿部　良一　礒野　敏和
正七位に叙する（各通）（以上四月十五日）
佐藤　昭一
正六位に叙する（四月十九日）

○叙勲

金田　茂
（北海道浦河町議会議員）
鎌田　信一
旭日単光章を授ける（各通）（四月十日）
坂本　篤裕
旭日中綬章を授ける（四月十一日）
河原崎昇司
旭日双光章を授ける（四月十二日）
田代　浩幸
旭日双光章を授ける（四月十三日）
岸本　周平
旭日中綬章を授ける（四月十五日）
村上　貢
瑞宝小綬章を授ける（各通）
久保　幸光
佐藤　重夫
弘金　恭明
満永　正
瑞宝双光章を授ける（各通）
亀岡　祐吉
小島　寿一
南山　博
（警視庁警部）
野田三十一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月十日）
平良　健康
千葉　紀雄
瑞宝小綬章を授ける（各通）
飯田　三郎
片岡　一吉
（ひべら市議会議長）
笹沼　昭司
鈴木　昭二
瑞宝双光章を授ける（各通）
小澤　聡
倉田　金平
齊藤　正司
高橋　和三
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月十一日）
今野　聡
（農林水産技官）
小田　治義
五十嵐直義　伊藤　和成　水野谷剛夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
飯國　安許
瑞宝単光章を授ける（以上四月十二日）
井本　修平　佐々木小次郎　角掛勘次三
遠山　晴輝　前田　洋
瑞宝双光章を授ける（各通）
時任　武彦
（警視庁警部）
渡辺　能博
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月十三日）
礒野　敏和
瑞宝双光章を授ける（四月十五日）

皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の広島県ご行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第１日　六月十九日
皇居（乾門）御出門
東京国際空港御発　特別機
広島空港御着
リーガロイヤルホテル広島
広島平和都市記念碑（原爆死没者慰霊碑）
被爆遺構展示館
広島平和記念資料館
お泊所　リーガロイヤルホテル広島
第２日　六月二十日
小原山砂防堰堤
広島市豪雨災害伝承館
リーガロイヤルホテル広島
広島原爆養護ホーム矢野おりづる園
広島空港御発　特別機
東京国際空港御着
還幸啓

天候不良等の場合

第１日六月十九日特別機が四時間飛行延期の場合は、同日の御日程を次のとおり変更する。

皇居（乾門）御出門
東京国際空港御発　特別機
広島空港御着
広島平和都市記念碑（原爆死没者慰霊碑）
広島平和記念資料館
お泊所　リーガロイヤルホテル広島

官庁報告

産業

日本産業規格

令和７年５月20日に下記の日本産業規格を制定並びに改正及び廃止したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和７年５月20日

経済産業大臣　武藤　容治

記

制定された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

セントラル空調システムの水循環系用抵抗低減剤の性能測定方法　B8703

ウエットワイパー類の除菌性能試験方法及び除菌効果　S3303

（認定機関　一般財団法人　日本規格協会　申出）

電磁式エレメンタリ　リレー第10部：高容量リレーの追加機能及び安全性の要求事項　C61810−10

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

軽量気泡コンクリートパネル（ＡＬＣパネル）　A5416

光散乱式気中粒子計数器−校正方法及び試験方法　B9921

表面化学分析−二次イオン質量分析法−単一イオン計数飛行時間形質量分析器における強度軸の線形性　K0155

情報セキュリティ，サイバーセキュリティ及びプライバシー保護−情報セキュリティマネジメントシステム−要求事項　Q27001

エネルギーマネジメントシステム−要求事項及び利用の手引　Q50001

石油燃焼機器の試験方法通則　S3031

国際標準楽譜番号（ＩＳＭＮ）　X0309

フロン類又はフロン類代替物質を使用する製品の環境影響度の目標達成度表示方法　Z7161

粉体の粒子特性評価−用語　Z8890

（認定機関　一般財団法人　日本規格協会　申出）

機器取付け用レール

パスダクト　C2812

（内容省略）　C8364

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

廃止された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

冷凍・冷蔵ショーケース試験方法−第８部：接触事故試験　B8611−8

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年５月20日

四国地方整備局長　豊口　佳之

１　処分をした年月日　令和７年４月14日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社フジセキュリティ　吉田　勇夫　愛媛県松山市問屋町２―１　国土交通大臣許可（般特―04）第24723号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（管工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年４月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産管財人変更

書面による計算報告

特別清算終結

令和６年（ヒ）第２０３２号

東京都港区西麻布１丁目４番40号　西麻布ＳＨＩＮＯビル４階

清算株式会社　シンプレスジャパン株式会社

1　決定年月日　令和７年４月30日

2　主文　本件特別清算手続を終結する。

3　理由の要領　特別清算の必要がなくなった。

東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

再生手続開始

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

令和６年（再）第１号

京都市下京区中堂寺粟田町93番地ＫＲＰ６号館

再生債務者　株式会社スプレッド

決定の要旨　令和７年４月25日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。

令和７年５月１日

京都地方裁判所第５民事部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

	小規模個人再生による再生手続廃止		
	給与所得者等再生による再生手続開始		
	給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取		
		所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告	
	給与所得者等再生による再生計画認可		

令和七年五月二十日
北海道紋別市渚滑町九丁目一八番地
（甲）株式会社リテック
代表取締役　佐藤　伸也
北海道紋別市渚滑町九丁目一八番地
（乙）北東開発工業株式会社
代表取締役　加藤　公之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十月三十一日
掲載頁　七十一頁（号外第二五六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十八日
掲載頁　五十二頁（号外第八十八号）
令和七年五月二十日
福島県郡山市鶴見坦二丁目四番五号
（甲）アルファクラブ株式会社
代表取締役　神田　貢典
福島市西中央五丁目四九番一号
（乙）アルファエレナ福島株式会社
代表取締役　神田　貢典

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十月三十一日
掲載頁　七十一頁（号外第二五六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十八日
掲載頁　五十二頁（号外第八十八号）
令和七年五月二十日
福島県郡山市開成三丁目六番一五号
（甲）アルファクラブ東北株式会社
代表取締役　神田　貢典
岩手県盛岡市本宮六丁目七番三五号
（乙）ベル盛岡株式会社
代表取締役　佐藤　宏

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲・乙）
掲載紙　北海道新聞（旭川北見版）
掲載の日付　令和七年五月二日
掲載頁　二十三頁

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月二十七日
掲載頁　七十六頁（号外第六十七号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月八日
掲載頁　一六四頁（号外第一〇二号）
令和七年五月二十日
栃木県大田原市下石上一三八五番地
（甲）キヤノンメディカルシステムズ株式会社
代表取締役社長　瀧口登志夫
東京都中央区日本橋本町三丁目一一番地の五　日本橋ライフサイエンスビルディング二―六〇五

（乙）アクトメッド株式会社
代表取締役社長　新宮　肇

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年二月十三日
掲載頁　四頁
令和七年五月二十日
東京都文京区本郷二丁目三五番一〇号本郷瀬川ビル四階
（甲）株式会社PKSHA Technology
代表取締役　上野山勝也
東京都文京区本郷二丁目三五番一〇号本郷瀬川ビル四階
（乙）株式会社PKSHA Communication
代表取締役　佐藤　哲也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年二月十三日
掲載頁　四頁
令和七年五月二十日
東京都文京区本郷二丁目三五番一〇号本郷瀬川ビル四階
（甲）株式会社PKSHA Technology
代表取締役　上野山勝也
東京都文京区本郷二丁目三五番一〇号本郷瀬川ビル四階
（乙）株式会社PKSHA Workplace
代表取締役　佐藤　哲也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.gendagigo.jp/
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年五月九日
掲載頁　二頁
令和七年五月二十日
東京都港区東新橋一丁目九番一号
（甲）株式会社GENDA GiGO Entertainment
代表取締役　二宮　一浩
東京都品川区小山三丁目二二番一九号
（乙）株式会社ゲームグース
代表取締役　光岡　竜

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年二月十九日
掲載頁　二頁
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年二月十九日
掲載頁　二頁
令和七年五月二十日
東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番四号
（甲）株式会社トランジットオペレーションサービス
代表取締役　大坊　健二
東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番四号
（乙）株式会社PALM HOUSE
代表取締役　亀山　里樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.gendagigo.jp/
（乙）https://yu-ing.co.jp/store/public_notice.html
令和七年五月二十日
東京都港区東新橋一丁目九番一号
（甲）株式会社GENDA GiGO Entertainment
代表取締役　二宮　一浩
滋賀県彦根市西今町一番地
（乙）株式会社ユーイング
代表取締役　光岡　竜

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙並びに丁の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙並びに丁は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月三十日
掲載頁　六十九頁（号外第一八〇号）

（乙）（丙）（丁）
掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月三十日
掲載頁　七十二頁（号外第一八〇号）
丙の右公告に係る訂正を令和七年三月十一日付官報の三十二頁に公告しております。
令和七年五月二十日
東京都江東区亀戸六丁目六番一〇号
（甲）KGKサービス株式会社
代表取締役　田谷　豊生
兵庫県相生市垣内町一二番二号
（乙）三幸合同サンソ株式会社
代表取締役　加藤　尊康
兵庫県姫路市四郷町山脇一〇六番三
（丙）近畿ガス株式会社
代表取締役　村山　和洋
兵庫県姫路市四郷町山脇一〇六番三
（丁）アイ・ジー・シー株式会社
代表取締役　石野　之裕

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年九月十八日
掲載頁　一二二頁（号外第二一七号）

（乙）
掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年九月二十六日
掲載頁　八十九頁（号外第二二四号）
令和七年五月二十日
神奈川県茅ヶ崎市萩園二六〇九番地五
（甲）アルバックテクノ株式会社
代表取締役　島田　鉄也
神奈川県茅ヶ崎市萩園二五〇〇番地
（乙）タイゴールド株式会社
代表取締役　島田　鉄也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、この吸収合併の効力発生日は令和七年七月一日であり、各社の株主総会の承認決議は令和七年六月二十五日を予定しております。また、甲は、効力発生日付でその商号をプレミアオートパーツ株式会社に変更し、東京都港区虎ノ門二丁目一〇番四号オークラプレステージタワーに本店移転する予定です。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月三十一日
掲載頁　一五五頁（号外第一八一号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月三十一日
掲載頁　一五二頁（号外第一八一号）

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月三十一日
掲載頁　一五五頁（号外第一八一号）

令和七年五月二十日
滋賀県長浜市宮部町一〇九八番地三
（甲）ＳＡＥリマックス株式会社
代表取締役　松澤　拡
東京都港区虎ノ門二丁目一〇番四号オークラプレステージタワー
（乙）プレミアオートパーツ株式会社
代表取締役　太田　航
福岡市博多区博多駅南四丁目一三番一五号
（丙）株式会社マグフクオカ
代表取締役　横田　直

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年六月二十日に予定しております。

なお、共通の完全親会社を有する完全子会社同士の合併のため、株式の発行、その他財産の交付は行わず、合併に際して、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、いずれも変動しません。

また、効力発生日をもって、甲の商号をＡＣＳ株式会社と変更いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月十六日
掲載頁　一一七頁（号外第一六八号）

（乙）https://kessan.info/98216504.html
令和七年五月二十日
大阪市中央区安土町一丁目八番一五号野村不動産大阪ビル八階
（甲）日本機材株式会社
代表取締役　世耕　良孝
東京都新宿区西新宿一丁目二六番二号
（乙）制御機材株式会社
代表取締役　萬　泰弘

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の資産運営部施設管理課及び施設運営課並びにグループ人総ソリューション部プロジェクト支援課において行う事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年六月二十日
掲載頁　九十五頁（号外第一四八号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月十六日
掲載頁　一〇四頁（号外第一六八号）

令和七年五月二十日
東京都中央区日本橋大伝馬町一番四号
（甲）伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社
代表取締役　深城　浩二
東京都港区北青山二丁目五番一号
（乙）伊藤忠人事総務サービス株式会社
代表取締役　澤瀉　久修

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により小牧木材株式会社（乙、住所岐阜市西改田字若宮九四番地）の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月二十八日
掲載頁　六十頁（号外第六十九号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月二十八日
掲載頁　六十一頁（号外第六十九号）

令和七年五月二十日
岐阜市渋谷町三七番地一
小牧エステート株式会社
代表取締役　小牧　知宏

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の資産管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年五月十九日
掲載頁　三頁
令和七年五月二十日
愛知県安城市御幸本町一一番一八号
（甲）株式会社Ｍｅｗ
代表取締役　渡邊　真一
愛知県安城市御幸本町一一番一八号
（乙）株式会社渡辺設計
代表取締役　渡邊　真一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（所在愛知県知多市八幡字半田道一一ノ一　屋号プレイランドキャッスル知多店）経営事業に関する権利義務及び資産を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月二十七日
掲載頁　五十七頁（号外第六十七号）
令和七年五月二十日
愛知県名古屋市東区葵三丁目二五番五号
（甲）株式会社知多キャッスル
代表取締役　真城　貴仁
愛知県名古屋市東区葵三丁目二五番五号
（乙）株式会社真城ホールディングス
代表取締役　真城　承吉

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ジチタイリンク（住所福岡市中央区薬院一丁目一四番五号ＭＧ薬院ビル）に対して、当社の企業版ふるさと納税支援事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社は会社法第八〇五条に基づき株主総会の承認決議を経ずに新設分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月二十三日
掲載頁　六十五頁（号外第一七四号）
令和七年五月二十日
福岡市中央区薬院一丁目一四番五号ＭＧ薬院ビル
株式会社ジチタイアド
代表取締役　時津　孝康

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十日
札幌市白石区中央一条五丁目七番一四号
合同会社ＳＧＣ
代表社員　佐藤　高大

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、組織変更後の商号はプレイプランニング株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十日
宮城県富谷市明石台一丁目三九番地八
合同会社プレイプランニング
代表社員　相澤　公二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、組織変更後の商号はＡｔｏｍＢａｓｅ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階　ＡｔｏｍＢａｓｅ合同会社

代表社員　山下　智久

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十日

東京都文京区音羽一―一〇―四池田ビル三Ｆ

合同会社Ｓｅｌｅｃｔ　ｆｅｗ

代表社員　山内　康誠

組織変更公告

当組合は、令和七年五月十一日開催の総会決議により、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日です。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年五月二十日

岐阜県養老郡養老町沢田一二〇三番地の一

沢田生産森林組合

組合長理事　長井鐘一郎

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年五月二十日

熊本県阿蘇市山田七二三番地一

農事組合法人水穂やまだ

理事　中西　洋介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社長浜電工とします。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十日

沖縄県宮古島市平良字下里二二三番地二

合同会社長浜電工

代表社員　長濱　貢

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二十四日であり、組織変更後の商号は株式会社ＳＫ１とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十日

沖縄県那覇市赤嶺一丁目一一番地一四アリエッタ六〇一

合同会社ＳＫ１

代表社員　上遠野雄一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二百万円減少し、金一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十日

群馬県沼田市榛名町四一八〇番地の一

田代木材有限会社

取締役　田代　雄介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億六八〇万一二五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://about.utoniq.com/

令和七年五月二十日

東京都新宿区市谷左内町二九番三号

株式会社ユートニック

代表取締役　常田俊太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十日

東京都港区南青山三丁目一番三号スプライン青山東急ビル三階

株式会社Ｈ＆Ｃ　ＨＤ

代表取締役　小池　真矢

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千円減少することにいたしました。

ただし、同時に四万円の増資に加えて、新たに加入した社員の出資金五千円により、効力発生日後の資本金の額は十万円となり、同日前より増額いたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十日

神奈川県小田原市飯田岡六七番地の四

合同会社おだわら福祉農場

代表社員　石井　孝志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十日

神奈川県横浜市中区不老町二丁目一一番地

八税経研修センター三階　株式会社ＬＡＭ

代表取締役　冬木　里緒

資本金の額の減少公告

当会社は、資本金の額を金二百万円減少し、金八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十日

福岡県北九州市小倉南区大字井手浦二九二番地

株式会社樋口

代表取締役　樋口　一隆

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十二月十九日

掲載頁　一七一頁（号外第二九四号）

令和七年五月二十日

名古屋市緑区鳴海町字上ノ山七〇番地の五

株式会社ヤマコー

代表取締役　山口　康生

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五億六千九百十万円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月三十日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十日

三重県松阪市東町一一〇八番地一フェイステラス内

株式会社フェイスホールディングス

代表取締役　中川　雄斗

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億六千三百八十一万八百五十六円、資本準備金の額を三億二千六十一万八百五十五円減少し、それぞれ一億円、三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.the-g.co.jp/

令和七年五月二十日

東京都新宿区西新宿二丁目四番一号

株式会社グローバル住販

代表取締役　奥田　晃久

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千一百五十一万八千三百五十円、資本準備金の額を二千一百二十四万八千三百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://naiteiai.com

令和７年５月二十日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ　株式会社内定くん

代表取締役　森田　海斗

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億一千万円減少し、資本準備金の額を四億一千万円、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年四月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://about.mercoin.com/

令和７年５月二十日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号　株式会社メルコイン

代表取締役　中村　奎太

株式移転につき株券等提出公告

当社は、日藻工材ホールディングス株式会社を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株式提出日である令和七年六月二十五日までに当社にご提出ください。

令和７年５月二十日

東京都板橋区坂下二丁目一三番一八号　日藻工材株式会社

代表取締役　土屋　耕治

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である柴田あゆみが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年５月二十日

東京都世田谷区太子堂五丁目二一番一一号　グレイル・インコーポレーテッド日本における代表者　柴田あゆみ

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五十億七千二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和六年十月二十九日付官報の号外第二五二号五十頁に掲載されています。

令和７年５月二十日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号　ＧＬＰ　Ｊａｐａｎ　ＤＨ３特定目的会社

取締役　関口　陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十九億二千二百六十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和六年十月二十九日付官報の号外第二五二号五十頁に掲載されています。

令和７年５月二十日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号　ＪＤＰ３Ｃｏ－Ｉｎｖｅｓｔ特定目的会社

取締役　関口　陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億四千五百八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和六年七月三日付官報の号外第一六〇号八十六頁に掲載されています。

令和７年５月二十日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号　上尾ロジスティック特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百三十七億三千七百五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和六年七月十八日付官報の号外第一七〇号一一二頁に掲載されています。

令和７年５月二十日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号　八千代４ロジスティック特定目的会社

取締役　北川　久芳

債権申出の公告（第二回）

当社は、令和七年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年５月二十日

大阪府大阪市天王寺区清水谷町四番一二号　株式会社木内計測

確定給付企業年金清算人　岡村　祐二

訂正公告

令和７年５月八日（号外第一〇二号）掲載の新設分割公告（枠組）中、「株式会社リュミエ伊東」とあるは「株式会社リュミエ伊東発電」の誤りにつき訂正いたします。

令和７年５月二十日

東京都中央区日本橋本石町二丁目一番一号　株式会社都市賃貸

代表取締役　四方　祥樹

訂正公告

令和７年５月十六日（号外第一〇八号）掲載の株式会社リングストンに係る第五十四期決算公告（枠組）中、住所に「東京都台東区亀戸六丁目１番10号」とあるは「東京都江東区亀戸六丁目１番10号」の誤りにつき訂正します。

令和７年５月二十日

扱　店